

はじめに

本報告集は2003年に発足した「中世ロシアにおける法と社会」研究会の成果をまとめたものである。研究会は栗生沢猛夫(北海道大学大学院文学研究科)をとりまとめ役に、松木栄三(静岡大学人文学部)、井内敏夫(早稲田大学文学部、現早稲田大学文学学術院)、兎内勇津流(北海道大学スラブ研究センター)、宮野裕(北海道大学大学院文学研究科)、今村栄一(名古屋大学大学院博士後期課程)をメンバーとして組織された。

中世ロシアにおける「法と社会」に関する研究は、近年我が国の研究者により中世ロシアにおける法文献の翻訳が進められつつある事情に鑑み、時宜にかなったものという。我が国では『ルースカヤ・プラウダ』(勝田吉太郎訳)、『一四九七年法典』(石戸谷重郎訳)がすでに邦訳で利用できるようになっているが、近年『プスコフ裁判法』(松木栄三訳)、『ストグラフ(百章)』(中村喜和ほか訳)がこれに加わり、さらに『一六四九年法典』(中澤・吉田ほか訳)、『一五五〇年法典』(栗生沢・宮野訳)の邦訳が進められている。本報告書にも松木氏の『ノヴゴロド裁判法』の邦訳(と訳注)が所収されている。

こうした作業と平行して、法的規範感覚が弱いと考えられている中世ロシアにおいて、法が実際どのように認識され、社会において機能したのかという問題が意識されるようになったとしても不思議ではなかろう。近代ロシア、また革命後のソヴィエト・ロシアにおける法意識との連続と不連続を理解する意味においても、中世ロシア法の研究が不可欠な前提であることは論をまたない。もとより「法」といっても、成文法だけを考えるのでは、とりわけ中世ロシアのような社会においては不十分である。社会慣習や伝統を考慮に入れた検討が要請されていることはいままでもない。また世俗法のみならず、教会法についての検討も、これまた正教会が特別の役割を果たしたロシアにおいては欠かせない。4年余にわたる研究会では教会法、とりわけコルムチャヤ・クニーガについての報告もなされ、私どもとしても、この方面の理解が重要であることを再確認した次第であった。本報告書では、こうした問題のすべてを一時に取り扱うことはできなかったが、各報告者はこれまでの討論を通じて課題の大きさと問題の所在について確認し合ってきたところである。

本報告書に所収された論考は、各参加者が現時点でもっとも必要と考える課題についてまとめたものである。形式は不統一であるが、問題意識においては同じである。中世ロシアに関する4編と中世ポーランドについての1編を納めることが出来た。井内氏にはロシアだけを孤立してみているのは不十分であると考えた編者が特にお願いして加わって頂いた。すべての参加者にお礼を申し述べたい。

栗生沢 猛夫